

令和 8 年度所得制限の限度額

【特別児童扶養手当】

(単位：円)

扶養親族 等の数	本 人		配偶者及び扶養義務者	
	収入額	所得額	収入額	所得額
0	6, 4 2 0, 0 0 0	4, 5 9 6, 0 0 0	8, 3 1 9, 0 0 0	6, 2 8 7, 0 0 0
1	6, 8 6 2, 0 0 0	4, 9 7 6, 0 0 0	8, 5 8 6, 0 0 0	6, 5 3 6, 0 0 0
2	7, 2 8 4, 0 0 0	5, 3 5 6, 0 0 0	8, 7 9 9, 0 0 0	6, 7 4 9, 0 0 0
3	7, 7 0 7, 0 0 0	5, 7 3 6, 0 0 0	9, 0 1 2, 0 0 0	6, 9 6 2, 0 0 0
4	8, 1 2 9, 0 0 0	6, 1 1 6, 0 0 0	9, 2 2 5, 0 0 0	7, 1 7 5, 0 0 0
5	8, 5 4 6, 0 0 0	6, 4 9 6, 0 0 0	9, 4 3 8, 0 0 0	7, 3 8 8, 0 0 0
6		6, 8 7 6, 0 0 0		7, 6 0 1, 0 0 0
7		7, 2 5 6, 0 0 0		7, 8 1 4, 0 0 0

限度額加算について

本 人	イ 同一生計配偶者、老人扶養親族	一人につき 1 0 万円
	ロ 特定扶養親族	一人につき 2 5 万円
	ハ 控除対象扶養親族（1 6 歳以上 1 9 歳未満の扶養親族）	一人につき 2 5 万円
配 偶 者・ 扶養義務者	イ 老人扶養親族	老人扶養親族 1 人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち 1 人を除いた老人扶養親族 1 人につき）6 万円

控除額

控除の種類	控除額	備 考
障害者控除	2 7 万円	特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第 5 条第 1 項及び第 2 項各号
特別障害者控除 ※	4 0 万円	
寡婦控除	2 7 万円	
ひとり親控除	3 5 万円	
勤労学生控除	2 7 万円	
雑損控除	当該額	課税台帳による (地方税法による控除額)
医療費控除	当該額	
小規模企業共済等掛金控除	当該額	
配偶者特別控除	当該額	
特定親族特別控除	当該額	
肉用牛の売却による事業所得 の課税の特例に係る所得	所得額	免除に係る所得額
社会保険料相当額	8 万円（一律）	

※ 給与所得又は公的年金等に係る所得がある場合には、給与所得及び公的年金等に係る所得の合計額から 1 0 万円を控除

※ 同居特別障害者控除（7 5 万円）を受けている場合を含む